

総社市公共下水道排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月9日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第64号

総社市公共下水道排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則

総社市公共下水道排水設備指定工事店規則（平成17年総社市規則第144号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<u>様式第1号（第3条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第1号（第3条関係）</u> 略
<u>様式第2号（第3条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第2号（第3条関係）</u> 略
<u>様式第5号（第3条，第12条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第5号（第3条，第12条関係）</u> 略
<u>様式第6号（第4条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第6号（第4条関係）</u> 略
<u>様式第8号（第9条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第8号（第9条関係）</u> 略
<u>様式第9号（第10条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第9号（第10条関係）</u> 略

改 正 後	改 正 前
<u>様式第10号（第12条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第10号（第12条関係）</u> 略
<u>様式第11号（第13条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第11号（第13条関係）</u> 略

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

公共下水道排水設備指定工事店指定申請書

総社市長 様

申 請 者	ふりがな 名 称		
	代 表 者	住 所	
		ふりがな 氏 名	
		役職名	
		電 話	()
ふりがな 営業所所在地		〒 電話 () FAX ()	

※ 代表者の住所は、住民票にある住所を記載すること。

[添付書類]

- 1 申請者（法人の場合は代表者）の住民票
- 2 法人にあっては、定款の写し及び履歴事項全部証明書
- 3 専属することとなる責任技術者の雇用関係を証する書類
- 4 責任技術者名簿（様式第2号）及び責任技術者証の写し
- 5 工事の施工に必要な機械器具を有していることを証する機械器具調書（様式第3号）
- 6 営業所の平面図及び付近見取図（様式第4号）並びに写真
- 7 営業所の所在地の土地建物の固定資産税評価証明書又は土地建物登記事項全部証明書（土地建物が貸借の場合は、土地建物の貸借契約書の写し又は承諾書の写しも必要）
- 8 市町村税のすべての税目を記載した完納証明書又は最新の納税証明書（法人の場合は代表者及び法人の両方が必要）
- 9 誓約書（様式第5号）

年 月 日

責任技術者名簿

総社市長 様

指 定 番 号 第 号

名 称

〒 ー

営業所所在地

電話

代表者氏名

ふ り が な 責任技術者名	住 所	登録番号	摘要

(注) 摘要欄には、専属・所属の別を記入すること。

〔添付書類〕

- 1 責任技術者証（表、裏面）の写し
- 2 専属を確認できるものとして、下記のうちいずれか一つ（専属する責任技術者に限る）
 - ① 組合健康保険、政府管掌健康保険被保険者証（雇用関係を証明できない国民健康保険被保険者証は除く）あるいは確認済の被保険者標準報酬決定通知書の写し
 - ② 賃金台帳及び源泉徴収簿あるいは所得税納付額領収書の写し

誓 約 書

年 月 日

総社市長 様

申請者

名 称

営業所所在地

代表者氏名

総社市公共下水道排水設備指定工事店の指定の申請（変更）にあたり，総社市公共下水道条例（以下「条例」という。）第6条の3第5号に記載された下記のうち，○印を付けたものについて該当しないことを誓約します。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの

イ 条例第7条第2号から第7号までの規定により指定を取り消され，その取り消された日から2年を経過していない者

ウ 責任技術者に係る登録を取り消された日から2年を経過していない者

エ その業務に関し，不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

カ 法人の役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

※ 誓約の内容

・指定工事店の指定申請をするとき（総社市公共下水道排水設備指定工事店規則

（以下「規則」という。）第3条第2項第9号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ア～カ

・指定工事店の組織を変更したとき（規則第12条第2項第1号）・・・・・・・・・・ カ

・指定工事店の代表者に異動があったとき（規則第12条第2項第3号）・・・・・・ ア～オ

・専属する責任技術者に異動があったとき（規則第12条第2項第6号）・・・・・・ イ～エ

公共下水道排水設備指定工事店指定更新申請書

総社市長 様

申 請 者	ふ り が な 名 称		
	代 表 者	住 所	
		ふ り が な 氏 名	
		役職名	
		電 話	()
ふ り が な 営業所所在地		〒 電話 () F A X ()	

※ 代表者の住所は、住民票にある住所を記載すること。

公共下水道排水設備指定工事店の指定の更新申請にあたり、総社市公共下水道条例（平成17年総社市条例第197号）第6条の3第2号、第3号及び第5号に適合していることを誓約します。

〔添付書類〕

- 1 申請者（法人の場合は代表者）の住民票
- 2 専属することとなる責任技術者の雇用関係を証する書類
- 3 責任技術者名簿（様式第2号）及び責任技術者証の写し
- 4 市町村税のすべての税目を記載した完納証明書又は最新の納税証明書（法人の場合は代表者及び法人の両方が必要）
- 5 指定工事店証の写し

年 月 日

公共下水道排水設備指定工事店証書換え交付申請書

総社市長 様

申 請 者	指定番号	第 号
	ふりがな 名 称	
	ふりがな 代表者氏名	
	営業所所在地	〒 電話 ()
[変更の内容及び理由]		

[添付書類]

- 1 変更の事実を証する書類
- 2 指定工事店証

年 月 日

公共下水道排水設備指定工事店証再交付申請書

総社市長 様

申 請 者	指定番号	第 号
	ふりがな 名 称	
	ふりがな 代表者氏名	
	営業所所在地	〒 電話 ()
〔理由及び経過説明〕		

〔添付書類〕

- 1 住民票（法人の場合は代表者）
- 2 登記事項全部証明書及び定款の写し（法人の場合）
- 3 指定工事店証（き損した場合）

公共下水道排水設備指定工事店変更届出書

総社市長 様

指 定 番 号 第 号

名 称

電 話

代表者氏名

下記のとおり変更を生じたので、総社市公共下水道条例第6条の8の規定により届け出ます。

異動事項	新	旧

(注) 異動事項欄には、下表の欄から該当するものを選んで記入すること。

異動事項	添 付 書 類
組 織 (役員の変更を含む)	履歴事項全部証明書・定款の写し（法人のみ），誓約書
名 称	履歴事項全部証明書・定款の写し（法人のみ），指定工事店証
代表者	履歴事項全部証明書・定款の写し（法人のみ），指定工事店証，誓約書，住民票，完納証明書又は最新の納税証明書
営業所移転	履歴事項全部証明書（法人のみ），指定工事店証，営業所の土地建物の固定資産税評価証明書又は土地建物登記事項全部証明書（土地建物が貸借の場合は，土地建物の貸借契約書の写し又は承諾書の写しも必要），営業所の平面図，付近見取図及び写真（外観，内部・設備及び器材設置場所）
営業所仮移転	営業所の平面図及び付近見取図，写真（外観，内部・設備及び器材設置場所）
責任技術者の専属	責任技術者証，雇用関係を証する書類，誓約書
電話番号	
住居表示の変更	指定工事店証，住居表示の変更の分かる書類（変更後の住民票又は変更後の履歴事項全部証明書でも可）

年 月 日

公共下水道排水設備指定工事店（廃止・休止・再開）届出書

総社市長 様

届出者 住 所

氏 名

総社市公共下水道条例第6条の8の規定に基づき、総社市公共下水道排水設備指定工事店として事業の（廃止・休止・再開）の届出をします。

申 請 者	指定番号	第 号
	ふりがな 名 称	
	ふりがな 代表者氏名	
	営業所所在地	〒 電 話 ()
〔理 由〕		

〔添付書類〕

- 1 指定工事店証（廃止の場合）